

事業主→安全衛生担当者→労務担当者→関係者

回
覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

協会広報

宮水

発行所

西宮労働基準協会

〒662-0911 西宮市池田町 3-12

TEL 0798-33-4939

FAX 0798-33-2298

ホームページURL

<http://www.nishiroukyo.jp>

Eメールアドレス

info@nishiroukyo.jp

発行者 西宮労働基準協会 壺岐正志

編集者 西宮労働基準協会広報委員会

印刷所 兵田印刷工業株式会社

リレー随筆

御来光を 拝みたくて

（一社）兵庫労働基準連合会
相談役 岸 本 丈 夫



滋賀県と岐阜県にまたがってそびえる百名山の一つ、標高 1,377m の伊吹山、米原を過ぎて少し行くと左手に扇状の優美な山容を車窓からのぞむことが出来る。

これまで何回か登ったことがあるが、好天が見込まれた今年のゴールデンウィーク前の 4 月 25 日の夜から 26 日にかけて御来光を拝みたくて登ることにした。

JR 近江長岡駅に午後 10 時過ぎに到着、徒歩（バスはおろかタクシーもなし。駅員もいなかった。）約 1 時間で三宮神社横の登山口へ。土曜日ではあるし、天気予報では、全国的に快晴とのことでもあり、新緑が美しく、遠く雪を被った白山はおろか、運が良ければ御岳山も見られる時期でもあるので、多分登山道にはライトの明かりが連なっているだろうと思っていたが、

なんのなんの全く人の気配はなし。その上登山口には「クマの出没に注意」との看板もあり。

ここまで来て、引き返すことも出来ず、さてどうしたものかと迷ったが、もしクマが出てきたら大きな声で「タイガース、タイガース、タイガース」と 3 回叫んでやろう、そうすればクマも「ワー恐ろしい。」としっぽを巻いて逃げるかも、いやそれとも、最近さっぱり調子が上がらないので、気の毒がり、手をつないで引っ張ってくれるかも、と意を決して、ラジオの声を大きく、笛を吹きつつライトを頼りに登山開始。駅からの道中では半月が顔を出していたが、うっそうとした森の中は漆黒の闇、2 合目からは草と笹原の急こう配。3 合目、4 合目は灌木の砂利道。5 合目の手前で何やら先方に明かりがちらちらと。やっと人に会えたかと、勇んで近づくとなんと自動販売機の明かり。

私はいつも山登りには弁当は勿論、焼酎とあて、湯割り用のお湯をいっぱい入れたポット、雨具・防寒着等を持参するので、結構な重量となり、既に足、肩に痛みをおぼえてきたので、この場所でしばし休憩。これからが本格的な登

りとなる。8 合目には休憩用のベンチがあり日の出にはだいぶ時間があるので、約 30 分弱休憩。

振り上げば満天の星、頂上付近の空には北斗七星が東西に横たわり、そのひしゃく状の先には北極星ものぞまれた。星が普段より大きく、手に取るように見える。

荘厳な御来光間違いなしと期待が膨らむ。西方眼下には長浜の夜景が見事に浮かびあがっている。

神戸は 100 万ドルの夜景。ここからの眺めは 50 万ドルか。

登山道の方角をじっと見下ろすと五合目あたりで 2、3 の明かりがちらちらと。後続者がいるのかとほっとしたものである。

あまり長いと寒さが身にしみてくるので出発。これからが、胸突き八丁の急登。万一足を踏みはずすと 2～300m は転落するおそれあり。一步、一步用心してやっと午前 3 時 20 分頂上へ到着。



山頂に立つ日本武尊の像

ヤマトクサキ
日本武尊の像が出迎えてくれた。建物の陰で日の出までしばし休憩。闇に何かうごめくものが。「すわ、クマか」と驚いたが眼をこらし

てよく見ると、クマより小さく尻尾も長い。どうやら狐が辺りをうろちょろと。気色悪いので、追い払おうと石を投げてみても、少し退くがすぐに引き返し、何回脅しても一向に逃げる気配なし。なんかおちょくられているような感じ。

多分餌をねだっているのだろう。

疲労困憊のうえに防寒着を被ってやっと耐えられるぐらいの寒さ（多分水点下か）で、焼酎はおろか食事もする気になれず。狐には失礼した。

1 時間程して、そろそろ東の空が白みかけたので、御来光がのぞまれる東の端に移動。そこには既に 6、7 人の登山者がカメラを構えて待機していた。

私もその付近で、震えながらもじっと東の空を凝視。真下には雲海がじゅうたんを敷き詰めたよう。今か今かと待つことしばし。ところが東の空は茜色には染まるものの、一向に御来光はのぞまれず。5 時 10 分頃になると周りの人はカメラをしまつてさっさと帰り支度。不審に思いつつ、最後に残った人に尋ねてみると「もう御来光は見えません。5 時 5 分頃にはパーと輝くはずですが。天気が良くても山の端がかすんでいます。」とのこと。ならばと北の方に眼を転じると、本来なら重畳たる北陸の山並みの中央に能郷白山、その先には荒島岳、更に最北端には雪を被った加賀の白山が望まれる筈であるが墨絵ぼかしの極く手前の低い山並みのみ。

せつかく姫路くんだりから、老骨に鞭打って熊の影におびえながら、ライトだけを頼りに寒さや空腹に耐え、足（特に親指と膝）、肩の痛みに苦しめられながら、悪戦苦闘して登ってきたのに、（その上狐にももて遊ばれ）お目当ての御来光も雪を被った白山も拝めないとは。何たる不運、これも日頃のおこないのなせるわざか。全くの徒労に終わった山行であった。

山は萌え朝陽にむなし鳥の声

でも、2 日間ともまれにみる快晴ではあった。

熱中症を防ごう！

西宮労働基準監督署

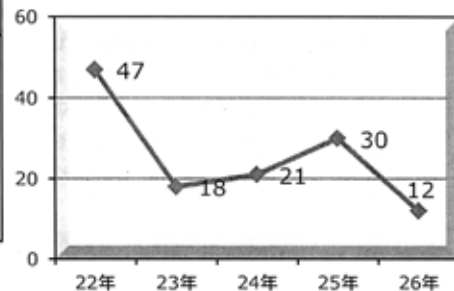


熱中症による労働災害については、毎年、建設業、製造業を中心として、7月から9月にかけて多発する傾向にあり、熱中症を予防するための適切な対策が求められています。

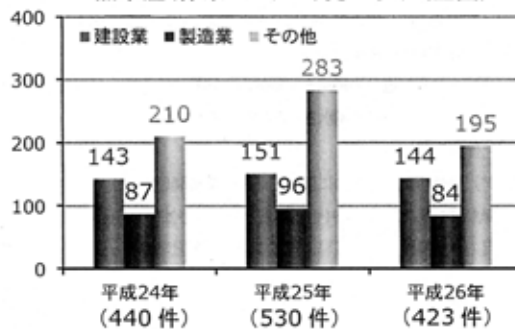
熱中症とは、高温多湿環境下で体温調整機能が循環機能が破綻するなどして発症する障害の総称であり、下表のような症状が現れます

分類	熱中症の症状	重症度
I 度	めまい・失神（熱失神）、筋肉痛・筋肉の硬直（熱痙攣）、大量の発汗	小
II 度	のど渇き、尿量の減少、頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感（熱疲労）	↓
III 度	意識障害、痙攣（けいれん）、手足の運動障害、高体温（熱射病、日射病）	大

熱中症の死亡災害件数(全国)



熱中症(休業4日以上)発生状況(全国)



—熱中症による労働災害の傾向—

熱中症による労働災害は、7月から9月に多発しており、発生する時間帯は気温も上昇し疲労も蓄積される午後2時～午後4時に集中している。作業日数別では作業開始初日から7日以内で発症し、被災者の年代別では、20～60才の各年代で発症していることから、どの年代においても発生する危険性がある。

<熱中症を防ぐには！>

1 作業環境の面から

- (1) WBGT基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所においては、熱を遮る遮蔽物、通風・冷房の設備等を設置する。
- (2) 冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設け、氷、冷たいおしぼり、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。
- (3) 水分及び塩分の補給を定期的に行えるよう飲料水を備付ける。

2 作業管理の面から

- (1) 作業の休止時間、休憩時間を確保し、身体作業強度が高い作業を避ける。
- (2) 計画的に熱への順化期間を設ける。
- (3) 透湿性、通気性の良い服装、通気性の良い帽子等を着用する。
- (4) 定期的な水分、塩分の摂取、健康状態を確認するための作業巡視を頻繁に行う。



3 健康の面から

- (1) 健康診断及び異常所見者への医師等の意見に基づく就業上の措置の徹底を図る。
- (2) 日常の健康管理に係る指導、必要に応じ健康相談を行う。
- (3) 休憩場所に体温計、体重計を備え、身体の状態を確認できるようにする。

4 労働衛生教育の面から

熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急措置、災害事例等に係る労働衛生教育を行う。

平成 27 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について(抄)

(平成 27 年 5 月 14 日基安発 0514 第 1 号)

2 建設業等での熱中症予防対策について

(2) 建設業等での熱中症予防対策の重点事項

ア 事前に WBGT 予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じた WBGT 基準値を超えることが予想される場合には、可能な限り WBGT 値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。

特に、作業時間については、7、8 月の 14 時から 17 時の炎天下等であって WBGT 値が基準を大幅に超える場合は、原則作業を行わないこととするこも含めて見直しを図ること。

イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業員に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業員に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

エ 今年初めて高温多湿作業場所で作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができ、冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

(イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

(ウ) 冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を用意・設置すること。

イ 作業管理

(ア) 作業中は、作業員の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業員同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

(イ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット(クールヘルメット等)を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

ウ 健康管理

(ア) 作業員が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 心機能が正常な労働者については、1 分間の心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合又は作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた措置を行う等作業員の健康管理を行うこと。

エ 労働衛生教育

- ・ 作業員の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

オ 救急措置

3 製造業での熱中症予防対策について

(2) 製造業での熱中症予防対策の重点事項

ア 事前に WBGT 予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じた WBGT 基準値を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。

イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業員に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

(3) 製造業でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 熱源がある場合には熱を遮る遮蔽物の設置、スポットクーラー又は大型扇風機の使用等、作業場所の WBGT 値の低減を図ること。

(イ) 作業場所又はその近傍に、臥床することができ、風通しが良い等涼しい休憩場所を確保すること。

(ウ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

イ 作業管理

(ア) 休憩時間をこまめに設けて連続作業時間を短縮するほか、WBGT 値が最も高くなり、熱中症の発症が多くなり始める 14 時から 16 時に長目の休憩時間を設ける等、作業員が高温多湿環境から受ける負担を軽減すること。

(イ) 高温多湿作業場所ですべて初めて作業する作業員については、順化期間を設ける等配慮すること。

(ウ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。

(エ) 作業中は、作業員の様子に異常がないかどうかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業員同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

ウ 健康管理

(ア) 作業員に糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 作業員に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業員に対して日常の健康管理について指導するほか、その症状等が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

エ 労働衛生教育

- ・ 作業員の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

オ 救急措置

7月は 建設業労働災害防止強化月間 です！

西宮労働基準監督署

主唱 兵庫労働局
各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会兵庫県支部

期 間 平成27年7月1日から
平成27年7月31日まで

目標

- ◆改正安衛則の確実な定着
- ◆墜落・転落災害の防止
- ◆重機災害の防止
- ◆土砂崩壊災害の防止
- ◆リスクアセスメントの実施
- ◆高齢者に対する災害防止
- ◆解体工事における災害防止
- ◆熱中症の予防
- ◆石綿等化学物質の適正管理

1 趣旨

建設業における労働災害を防止するため、本年度も7月を建設業労働災害防止強化月間と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の普及促進等、事業者のみならず、関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施事項

ゼロ災兵庫

- ・ OSHMSの導入
- ・ リスクアセスメント
- ・ 快適職場と健康確保

<発注者（要請事項）>

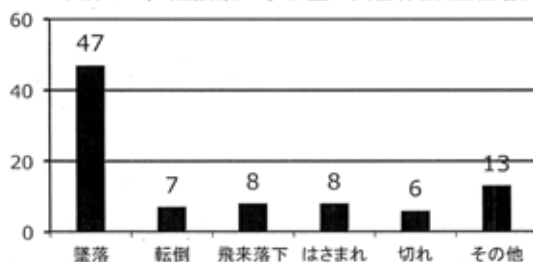
- (1) 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階での工期、工法、作業要領等についての事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化、平準化、工期の弾力化
- (4) パトロール、災害防止協議会の設置と活動

<工事実施者（建設店社及び建設工事現場）>

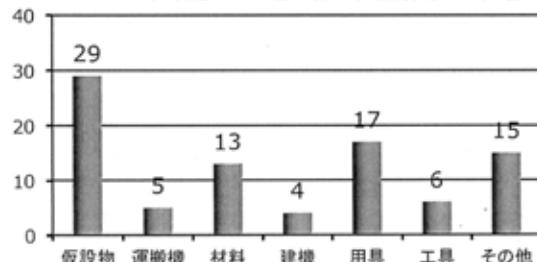
- (1) 経営首脳による現場パトロール(2)統括安全衛生管理の徹底(3)リスクアセスメントの実施に基づく安全衛生目標及び安全衛生計画の作成・実施(4)OSHMSに基づく活動の推進(5)墜落・転落災害防止対策(6)車両系建設機械、移動式クレーンによる災害防止対策(7)土砂崩壊災害防止対策(8)解体工事における災害防止対策(9)木造家屋低層住宅建築工事に係る災害防止対策(10)木工機械による災害防止対策(11)新規入場者教育、職長再教育等の実施(12)熱中症予防対策(13)化学物質の適正管理による職業性疾病の防止



平成 26 年 建設業／事故型／災害件数(西宮署)



平成 26 年 建設業／起因物／災害件数(西宮署)



改正労働安全衛生規則等の説明会開催のご案内

昨年公布されました労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度等が創設されました。今回は本年 12 月 1 日のストレスチェック制度の施行に向けて、具体的な運用方法を解説しご理解をいただきたいと思います。合わせまして建設業、製造業等でも関係のある足場関係の改正につきましてもご説明いたします。多数の関係者皆様のご参加をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 6 日 (月) 13:30 ~ 16:00
- 2 場 所 西宮市民会館 1 階大会議室 (西宮市役所南側)
- 3 内 容 ① あいさつ……協会会長・西宮労働基準監督署長
② 改正労働安全衛生規則について
足場関係……西宮労働基準監督署 安全衛生課長
ストレスチェック関係……西宮労働基準監督署 安全専門官
③ ストレスチェックに係る留意事項……兵庫産業保健総合支援センター 相談員
- 4 受講料 無料
- 5 テキスト代 「日本でいちばんやさしい職場のストレスチェック制度の参考書」
石見 忠士 著 864 円
- 6 申し込みは申込用紙により、FAX 0798-33-2298 により申込みいただき、テキスト代は、銀行振り込みによりお願いいたします。当日つり銭の無いようにご持参いただいても結構です。
振込先 三井住友銀行西宮支店 普通預金口座 No.1028084 西宮労働基準協会

足場の組立て等の業務に係る特別教育の開催のご案内 (既従事者に対する教育)

労働安全衛生規則の改正により、工事現場の仮設足場からの墜落災害防止措置を強化するため足場の組立て等の作業においても、その作業に従事する者に対して、特別教育を行うことが義務化されることとなりました。

7 月 1 日の施行日以降、新たに足場の組立てなどの作業に就く労働者は、「特別教育」を受講しなければ作業に就くことができなくなります。

このたび、足場の組立て等の業務に係る特別教育を事業者に代わり下記の通り行います。

対象者は受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 第 1 回 平成 27 年 6 月 13 日 (土) 13:30 ~ 16:30
第 2 回 平成 27 年 7 月 17 日 (金) 9:00 ~ 12:00
2. 場 所 西宮市立勤労会館 4 階第 8 会議室
西宮市松原町 2 - 37
3. 受講料 6,200 円 (税込) 受講料 5,400 円 テキスト代 800 円
* 非会員の場合は 1,080 円増しになります。
4. 定 員 80 名
5. 申込方法 下記協会へお申し込みください。随時受付いたします。
ファクシミリによるお申し込みも受付いたします。
ファクシミリ番号 0798-33-2298
6. 申込先 〒662-0911 西宮市池田町 3 - 12
西宮労働基準協会事務局 TEL: 0798-33-4939 FAX: 0798-33-2298
7. 内 容 * 足場及び作業の方法に関する知識 1 時間 30 分
* 設備、機械、器具、作業環境等 15 分
* 労働災害の防止に関する知識 45 分
* 関係法令 30 分

平成26年1月～12月西宮労働基準監督署管内労働災害発生状況(確定値)

平成 26 年の当署管内の休業 4 日以上労働災害は、平成 25 年と比較して 52 件（7.2%）減少の 668 件となりました。

死亡災害は前年と同数の 3 件となっています。

表1 業種別(平成26年1月～12月)

平成 27 年 4 月 8 日作成

業 種	平成26年1月～12月			前年同期			前年比較		
	死傷者(人)	構成率(%)		死傷者(人)	構成率(%)		死傷者(人)	増減率(%)	
食料品製造業	82	0	12.3	77	1	10.7	5	-1	6.5
上記以外の製造業	33	0	4.9	35	0	4.9	-2	0	-5.7
建設業	89	1	13.3	77	1	10.7	12	0	15.6
運輸交通業	127	0	19.0	160	0	22.2	-33	0	-20.6
商業	103	1	15.4	107	1	14.9	-4	0	-3.7
保健衛生業	63	0	9.4	68	0	9.4	-5	0	-7.4
接客娯楽業	53	0	7.9	46	0	6.4	7	0	15.2
清掃・と畜業	37	0	5.5	51	0	7.1	-14	0	-27.5
その他	81	1	12.1	99	0	13.8	-18	1	-18.2
全業種	668	3	100.0	720	3	100.0	-52	0	-7.2

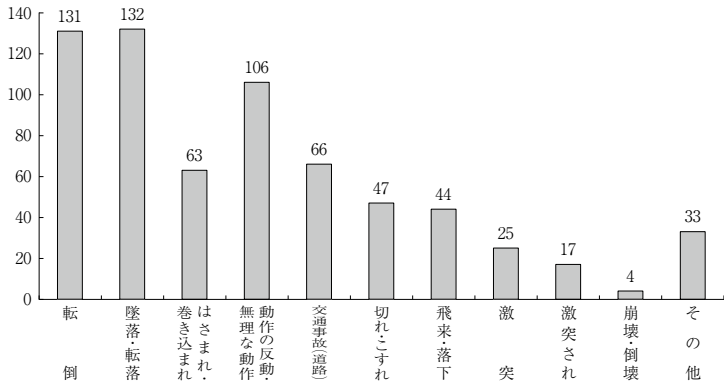
(注)データは労働者死傷病報告による。 斜め数字は死亡者数を内数で表す。

表 2 のとおり、「業種別」で見ると、運輸交通業、製造業、商業の順、事故の型別で見ると、運輸交通業は「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、製造業は「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」、商業では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の順に発生しています。

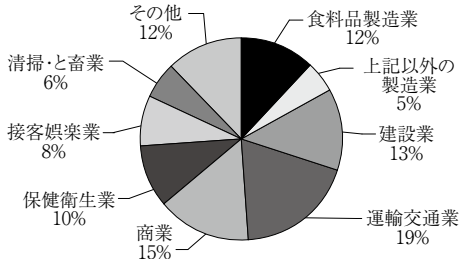
表2 事故の型別(平成26年1月～12月)

	転倒	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	動作の反動・無理な動作	交通事故(道路)	切れ・こすれ	飛来・落下	激突	激突され	崩壊・倒壊	その他	合計
食料品製造業	22	4	13	10	1	17	4	2	1	0	8	82
上記以外製造業	3	3	11	7	0	2	2	0	2	1	2	33
建設業	7	47	8	5	4	6	8	1	1	1	1	89
運輸交通業	15	29	12	20	23	1	7	10	4	1	5	127
商業	26	12	7	19	13	8	7	3	5	1	2	103
保健衛生業	12	6	3	24	8	2	0	2	1	0	5	63
接客娯楽業	15	3	5	5	2	8	7	1	0	0	7	53
清掃・と畜業	15	5	2	5	1	2	2	3	1	0	1	37
その他	16	23	2	11	14	1	7	3	2	0	2	81
全業種	131	132	63	106	66	47	44	25	17	4	33	668

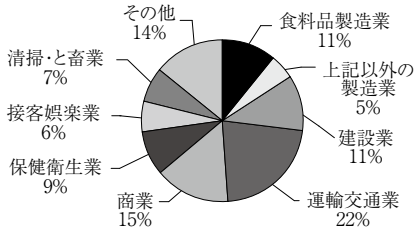
グラフ4 事故の型別件数 平成26年



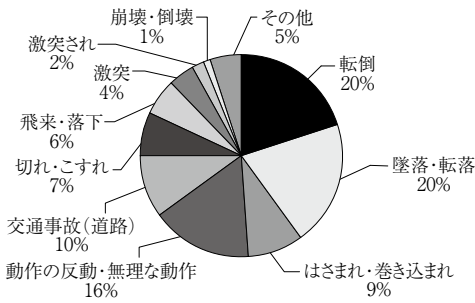
グラフ1 業種別構成割合 平成26年



グラフ2 業種別構成割合 平成25年



グラフ3 事故の型別構成割合 平成26年



平成27年1月～4月西宮労働基準監督署管内労働災害発生状況(速報値)

平成 27 年 4 月末時点の当署管内の休業 4 日以上労働災害は、前年同期と比較して 4 件 (2.5%) 増加の 165 件発生しています。

死亡災害は、前年同期より 1 件減少し、1 件の発生となっています。

表1 業種別(平成27年1月～4月)

平成 27 年 5 月 12 日作成

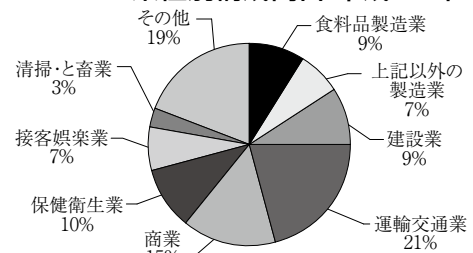
業 種	平成27年1月～4月			前年同期			前年比較		
	死傷者(人)		構成率(%)	死傷者(人)		構成率(%)	死傷者(人)		増減率(%)
食料品製造業	14	0	8.5	14	0	8.7	0	0	0.0
上記以外の製造業	12	0	7.3	10	0	6.2	2	0	20.0
建設業	14	0	8.5	19	1	11.8	-5	-1	-26.3
運輸交通業	35	0	21.2	33	0	20.5	2	0	6.1
商業	25	0	15.2	25	1	15.5	0	-1	0.0
保健衛生業	17	0	10.3	10	0	6.2	7	0	70.0
接客娯楽業	12	0	7.3	16	0	9.9	-4	0	-25.0
清掃・と畜業	5	0	3.0	10	0	6.2	-5	0	-50.0
その他	31	1	18.8	24	0	14.9	7	1	29.2
全業種	165	1	100.0	161	2	100.0	4	-1	2.5

(注) データは労働者死傷病報告による。 斜め数字は死亡者数を内数で表す。

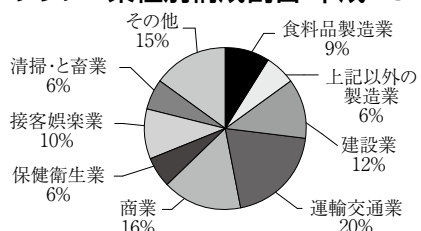
表2 事故の型別(平成27年1月～4月)

	転倒	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	動作の反動・無理な動作	交通事故(道路)	切れ・こすれ	飛来・落下	激突	激突され	崩壊・倒壊	その他	合計
食料品製造業	1	1	3	1	0	3	1	1	0	1	2	14
上記以外製造業	0	6	3	1	0	0	1	0	1	0	0	12
建設業	1	7	1	1	0	1	3	0	0	0	0	14
運輸交通業	5	6	8	4	12	0	0	0	0	0	0	35
商業	4	8	0	2	6	2	1	1	0	1	0	25
保健衛生業	4	0	0	6	5	0	0	0	0	0	2	17
接客娯楽業	5	0	0	0	1	3	0	0	2	0	1	12
清掃・と畜業	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5
その他	5	9	6	2	6	0	0	1	0	1	1	31
全業種	26	39	21	18	30	9	7	3	3	3	6	165

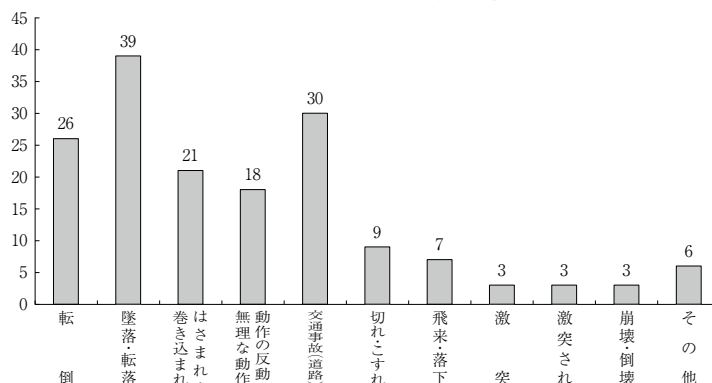
グラフ1 業種別構成割合 平成27年



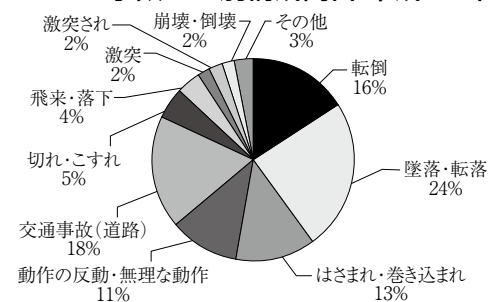
グラフ2 業種別構成割合 平成26年



グラフ4 事故の型別件数 平成27年



グラフ3 事故の型別構成割合 平成27年



技 能 講 習 の ご 案 内

随時受け付けいたします。定員になり次第締め切ります。

（技能講習等）

（一社）兵庫労働基準連合会西宮事務所 TEL 0798-33-4939

講習会名称	日 時	会 場	受講料
玉 掛 け 技 能 講 習	（学科） 6月15日（月）8:40～17:15 6月16日（火）8:40～16:25 （実技）7:50～17:40 6月20日（土）	（学科） 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 （実技） JFEスチール(株)西宮工場	（受講料） 19,440円（税込）～ 21,600円（税込） （テキスト代） 1,645円（税込）
31時間コース フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 技 能 講 習	（学科） 6月18日（木）8:40～18:30 （実技）7:40～17:10 6月20日（土）・27日（土）・28日（日）	（学科） 西宮市立勤労会館 4階第8会議室 （実技） 大関(株)	（合計） 34,020円 （受講料） 32,400円（税込） （テキスト代） 1,620円（税込）
ガス溶接技能講習 （一社）兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	（学科） 6月23日（火）8:20～19:10 （実技） 6月27日（土）8:50～15:10	（学科） 尼崎商工会議所 （実技） 後日連絡	（受講料） 12,960円（税込） （テキスト代） 864円（税込）
床上操作式クレーン 運 転 技 能 講 習 （一社）兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	（学科） 6月24日（水）8:50～17:20 6月25日（木）8:50～17:20 （実技） 6月28日（日）7:50～17:00	（学科） 尼崎商工会議所 会議室 （実技） 後日連絡	（受講料） 24,840円（税込）～ 27,000円（税込） （テキスト代） 1,645円（税込）
高 所 作 業 車 運 転 技 能 講 習	（学科） 6月25日（木）8:40～19:20 （実技） 6月27日（土）8:50～17:20	（学科） 西宮市民会館301号室 （実技） きんでん学園	（受講料） 34,560円（税込） （テキスト代） 1,850円（税込）
安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	6月29日（月）8:40～20:35	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	（受講料） 12,960円（税込） （テキスト代） 1,296円（税込）
床上操作式クレーン 運 転 技 能 講 習 （一社）兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	（学科） 7月 6日（月）8:50～17:20 7月 7日（火）8:50～17:20 （実技） 7月12日（日）7:50～17:00	（学科） 尼崎商工会議所 会議室 （実技） 後日連絡	（受講料） 24,840円（税込）～ 27,000円（税込） （テキスト代） 1,645円（税込）
玉 掛 け 技 能 講 習	（学科） 7月 7日（火）8:40～17:15 7月 8日（水）8:40～16:25 （実技）7:50～17:40 7月11日（土）	（学科） 西宮市立勤労会館 西宮市民会館 （実技） JFEスチール(株)西宮工場	（受講料） 19,440円（税込）～ 21,600円（税込） （テキスト代） 1,645円（税込）

講習会等のご案内

随時受け付けいたします。定員になり次第締め切ります。

(特別教育・研修会等)

西宮労働基準協会 TEL 0798-33-4939

講習会名称	日 時	会 場	受講料
働く人の心のケア検討会	6月 9日(火)15:00～16:30 7月14日(火)15:00～16:30 8月11日(火)15:00～16:30	勤労会館第7会議室 勤労会館第7会議室 勤労会館第7会議室	無料
アーク溶接 特別教育	(学科) 6月 8日(月) 8:50～17:10 6月 9日(火) 8:50～17:10 (実技) 6月13日(土) 8:50～17:10	(学科) 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 (実技) 独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構(ポリテクセンター)	受講料15,429円(税込) テキスト代1,080円(税込)
足場の組立て等の 業務に係る特別教育	6月13日(土)13:30～16:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料5,400円(税込) テキスト代800円(税込)
職 長 等 教 育	6月22日(月) 9:20～15:00 6月23日(火) 9:00～17:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料12,199円(税込) テキスト代864円(税込)
職 長 安 全 衛 生 責 任 者 教 育	6月22日(月) 9:20～17:00 6月23日(火) 9:00～17:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料14,688円(税込) テキスト代1,512円(税込)
5 t 未 満 ク レ ーン 運 転 特 別 教 育	(学科) 6月24日(水) 8:50～17:20 6月25日(木) 8:50～16:10 (実技) 6月28日(日) 7:50～15:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 学科当日に連絡	受講料16,457円(税込) テキスト代1,645円(税込)
第 1 種 衛 生 管 理 者 受 験 準 備 講 習	6月27日(土) 9:30～16:30 6月28日(日) 9:30～16:30	西宮市立勤労会館 3階第2会議室	受講料20,000円(税込) 問題集他3,000円(税込)
5 t 未 満 ク レ ーン 運 転 特 別 教 育	(学科) 7月 6日(月) 8:50～17:20 7月 7日(火) 8:50～16:10 (実技) 7月12日(日) 7:50～15:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 学科当日に連絡	受講料16,457円(税込) テキスト代1,645円(税込)
足場の組立て等の 業務に係る特別教育	7月17日(金) 9:00～12:00	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料5,400円(税込) テキスト代800円(税込)
安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	7月24日(金) 8:50～19:00	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料13,500円(税込) テキスト代1,512円(税込)
粉 じ ん 作 業 特 別 教 育	7月28日(火) 8:50～16:10	尼崎商工会議所	受講料5,143円(税込) テキスト代648円(税込)
有機溶剤業務従事者 安 全 衛 生 教 育	7月29日(水) 8:50～16:10	尼崎商工会議所	受講料5,143円(税込) テキスト代864円(税込)

詳細はホームページをご覧ください。http://www.nishiroukyo.jp

6 月 予 定

1	月		
2	火		
3	水		
4	木	建設業等における熱中症予防指導員研修	市民会館 401 号 13:20～
5	金		
6	土	社会保険労務士講座	神戸 10:00～
7	日		
8	月	アーク溶接特別教育	勤労会館第2会議室 8:50～
9	火	働く人の心のケア検討会	勤労会館第7会議室 15:00～
10	水	アーク溶接特別教育	勤労会館第2会議室 8:50～
11	木	パン菓子製造業専門委員会	市民会館 302 号室 15:00～
12	金	低圧電気特別教育(実技日程は後日連絡)	尼崎 8:50～
13	土	社会保険労務士講座	神戸 10:00～
14	日	アーク溶接特別教育実技	ポリテクセンター 8:50～
15	月	足場の組み立て等の業務に係る特別教育	勤労会館第8会議室 13:30～
16	火		
17	水		
18	木	玉掛け技能講習	勤労会館第2会議室 8:40～
		広報委員会	勤労会館第1会議室 16:00～
		玉掛け技能講習	勤労会館第2会議室 8:40～
		フォークリフト運転技能講習	勤労会館第8会議室 8:40～

19	金		
20	土	社会保険労務士講座	神戸 10:00～
		玉掛け技能講習実技	JFE スチール 7:50～
		フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40～
21	日		
22	月	職長・安全衛生責任者教育	勤労会館第8会議室 9:20～
23	火	職長等教育	勤労会館第8会議室 9:00～
		ガス溶接技能講習	尼崎 8:20～
24	水	床上操作式クレーン運転技能講習	尼崎 8:50～
25	木	高所作業車運転技能講習	市民会館 301 号 8:40～
		床上操作式クレーン運転技能講習	尼崎 8:50～
26	金	高所作業車運転技能講習実技(きんでん生徒)	きんでん 8:50～
		高所作業車運転技能講習実技(一般)	きんでん 8:50～
27	土	第1種衛生管理者受験準備講習会	勤労会館第2会議室 9:30～
		フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40～
		ガス溶接技能講習実技	後日連絡 8:50～
28	日	第1種衛生管理者受験準備講習会	勤労会館第2会議室 9:30～
		フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40～
		床上操作式クレーン運転技能講習実技	後日連絡 7:50～
29	月	安全衛生推進者養成講習	勤労会館第8会議室 8:40～
30	火		